

第6回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月13日（金）午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 田村 尚利
2番 河村 晴夫
3番 出穂 真奈美
4番 小林 勉
5番 鬼武 敬子
6番 西岡 正信
8番 藤本 準一
9番 吉岡 弘
10番 山本 忠男
11番 弘田 靖
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 國弘 久男
2番 濱田 俊文
3番 末岡 博
4番 小山 秋芳
5番 重田 正憲
6番 城 俊治
7番 小田 博
8番 秋山 孝
9番 森本 鉄之
10番 西村 隆裕

4 欠席委員

農業委員

（1人）

7番 宮内 昭壽

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは第6回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、7番 宮内 昭壽 委員より欠席の連絡がありました。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、11番 弘田 靖 委員、1番 田村 尚利 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は2件でございます。

それでは番号1番からご説明いたします。参考資料としてお付けしている位置図も併せてご覧ください。

本件は、使用貸借権の設定による申請です。

申請者ですが、借受人は市内上島田に居住する会社員の個人で、貸付人は借受人の父です。

申請のあった土地は、大字東荷地内の市役所大和支所から北東約3kmに位置する2筆で、登記地目は田、面積は合わせて382㎡の自作地です。

現在居住しているアパートが子ども生まれ手狭となったこと、また、将来農業を引き継ぐ予定であること等考慮し、実家に隣接する父親が所有する当該用地を借受け、自己用住宅を建築しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件として、立地基準と一般基準があります。まず、立地基準ですが、農地を営農条件、市街地化の状況から判断し5種類に区分し優良な農地の転用を厳しく制限しております。

まずは「農地の区分」です。

当該農地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第一種農地と判断します。一種農地の転用は通常許可されませんが、周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可することができます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅建築であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、宅地に供されるのは申請地のみですので問題ありません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅建築であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 出穂委員、補足説明をお願いします。

3 番 補足は特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

つづいて説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 2 についてご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は大阪市に本店を有する法人で、譲渡人は申請地の隣に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、大字小周防地内、市役所周防出張所から北東約 700m に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,463 m²の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、ここにパネル面積 592.06 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設し、ようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきまして、重田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

重田委員、補足説明をお願いします。

推進 5 番

補足は特にありません。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

つづいて議案第 2 号の説明をお願いします。

事務局

つづいて議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

今回は新規のみで 2 件、3 筆で面積は 6,518 m²、です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは、報告事項1号及び2号は一括して説明申し上げます。

まず報告第1号 「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第6回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年11月13日開催の第6回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印